

令和5年度

第12回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和6年3月6日（水）

あさぎり町農業委員会

令和5年度 第12回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招 集 年 月 日	令和6年3月6日(水)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年3月6日 午後1時30分		会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和6年3月6日 午後2時00分		会 長	杉下 和治	
応(不応)招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 26名 欠 席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	24番 深松 守 25番 緒方 信三					
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 橋本 英樹 主 幹 椎葉 尚宏					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画(第3回)の決定について 日程第8 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(第2回)の決定について					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） それでは開会いたします。御起立願います。礼。着席下さい。ただいまから、令和5年度第12回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。令和5年度ですね、総会は、今日が最後となりました。ただ、任期は4月の総会までありますので、よろしくお願いします。それでは本日の出席委員は26名全員出席ですので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、24番、深松守委員。25番、緒方委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは報告いたします。資料は2ページから3ページです。今回は12件の合意解約です。解約理由について、2ページを御覧ください。申請番号29番から35番は、農地中間管理事業貸付けのため、36番から38番は、所有権移転のため、39番は第三者貸付けのため、40番は契約内容変更のためとなっています。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは報告いたします。資料は4ページから7ページです。今回は3件の届出が提出されております。5ページを御覧ください。令和5年10月1日現在の農地所有適格法人経営概要表となっています。以降、6ページは、令和6年2月1日現在、7ページは令和5年12月1日現在となっています。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、報告第3号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは報告します。資料は8ページから9ページです。8ページを御覧ください。今回は、地区担当農業委員による現地調査により、3筆の農地を非農地と判断しております。

す。写真を御覧ください。非農地化対象農地は、須恵地区、田、2筆、4,531㎡、須恵地区、畑、1筆、1,463㎡です。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） い。ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で、報告第3号を終わります。

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は10ページからになります。今回は5件の審議をお願いします。申請番号22番について、資料は12ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況とも田、面積は971㎡です。移転する契約は、総額20万円の売買による所有権移転です。資料14ページを御覧ください。譲受人は申請地に栗を栽培される予定です。

申請番号23番について、資料20ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は4筆、地目は台帳現況とも田、面積は合計で8,202㎡です。移転する契約は贈与による所有権移転です。資料22ページを御覧ください。譲受人は申請地に麦水稻を栽培される予定です。

申請番号24番について、資料は29ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町外の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況とも田、面積は541㎡です。移転する契約は、総額15万円の売買による所有権移転です。資料31ページを御覧ください。譲受人は、申請地に飼料作物を栽培される予定です。

申請番号25番について、資料は38ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は2筆、地目は台帳現況とも田、面積は合計で3,205㎡です。移転する契約は、贈与による所有所有権移転です。資料40ページを御覧ください。譲受人は申請地に水稻を栽培される予定です。

申請番号26番について、資料46ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況とも田、面積は575㎡です。移転する契約は、総額6万7,000円の売買による所有権移転です。資料48ページを御覧ください。譲受人は、申請地にトマト、ジャガイモ、ナスを栽培される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第1班の現地調査がありましたので、申請番号22番の案件について14番委員の宮原範行委員より、申請番号23番の案件について5番委員の樫木委員より、申請番号24番の案件について8番委員の土屋委員より、申請番号25番の案件について13番委員の恒松委員より、申請番号26番の案件について1番委員の廣瀬委員より報告をお願いします。

○14番委員（宮原 範行君） 14番の宮原です。農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号22番の案件について、午前中現地調査をしましたので報告します。譲渡人は町外の方、譲受人は町内の方です。地目は田で971平米、売買による所有権移転です。資料は11ページから18ページで、17、18ページを御覧ください。場所は森園カントリーパーク運動公園の北側50メートルのところです。現状は昨日、雨が降ったのもありますけれども、水がたまって、ぐちゃぐちゃでありましたけれども、今後、排水をよくして、栗を作付されるということです。栗の苗木が来年の1月にしか来ないということで、

来年には、作付されるということでした。また周辺の農地には別に支障がないと思われます。皆様方の審議をよろしくお願いします。

○5番委員（樫木 徹郎君） 5番の樫木です。受付番号23号の案件について、午前中、現地確認を行いましたので、その現況の説明をいたします。19ページから資料は27ページになります。3条の申請でございまして、譲渡人、譲受人ともに町内の個人の方でございます。兄と妹の関係にありまして、贈与によるところの所有権の移転でございます。土地の所在地ですが、あさぎり町上東大字神殿原であります。2-6、2,012㎡、2-7、2,015㎡、2-13、2,033㎡、2-62、2,142㎡。4筆合計の8,202㎡でございます。地目は、登記簿現況ともに田であります。27ページを御覧ください。場所でございますが、申請地ですが、南稜高校の神殿原農場がございまして、それから、南東に約600メートルぐらいのところでございます。ご覧のように、割と近くに固まっているような状況でございまして、現在ですね、麦が作付されておりました。申請にですね、何ら問題ないかと思ひます。皆さん方の御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

○8番委員（土屋 正則君） 8番委員の土屋です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号24番の案件について、午前中、現地調査の結果を報告します。資料は28ページから36ページです。譲渡人、譲受人ともに町外の個人の方です。地目は田で、面積が541㎡です。35ページの地図を御覧ください。場所は、町道の清水並木線のあさぎり町と錦町との境になります。譲受人は畜産業をされており、現在も借受けをしてイタリアンをつくっておられます。今後も継続して、飼料作物等をつくられるそうですので、何ら問題はないと思ひます。皆様方の御審議方よろしくお願ひします。以上です。

○13番委員（恒松 純生君） 13番恒松です。申請番号25号について説明いたします。譲渡人譲受人とも町内の方で、地目が田、524㎡と2,681㎡になります。場所は深田小学校より相良に行く県道を行くと、フルーティロードの信号付きの交差点の手前から右側の2枚目が524㎡の田です。もう1筆は信号機を直進すると、右側に内山観音があり、その前の田になります。現状は、稲刈りをした後で裏作の作付はありませんでした。贈与で無償というようなことですので、何ら問題ないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○1番委員（廣瀬 孝喜君） 1番、広瀬です。農地法3条調査書、議案第1号受付番号26号について、現地調査報告を説明します。ページは45ページから52ページです。現地は免田西、あさぎり子供園より東へ350メートルのところですが、売買で譲渡人は町外、譲受人の方は町内の方です。売買で何も問題ないと思ひますが、審議方よろしくお願ひします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号22番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号22番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、申請番号22番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号23番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号23番の案件について採決します。原

案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、申請番号23番の案件については、原案のとおり決定しました。次に申請番号24番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号24番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号24番の案件については、原案のとおり決定いたしました。申請番号25番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号25番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、申請番号25番の案件については原案のとおり決定いたしました。次に申請番号26番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号26番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、申請番号26番の案件については原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は53ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号22番について、資料は55ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地は2筆、地目は台帳現況とも畑、転用面積は493㎡です。移転する内容は、総額40万円の所有権移転で、転用の目的は個人住宅です。資料57ページを御覧ください。申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している4メートル以上ある道路には、上下水道管が2管理設されており、500メートルの範囲内に二つの教育施設及び医療施設がある第3種農地であることから、個人住宅への転用は可能です。資料59ページから、事業計画書、資金計画書、住宅ローン仮審査終了書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第1班の現地調査がありましたので、申請番号22番の案件について1番委員の廣瀬委員より報告をお願いします。

す。

○1番委員（廣瀬 孝喜君） 1番委員、廣瀬です。農地法5条、議案第2号、受付番号22号、現地調査の報告をいたします。ページは53ページから63ページです。場所は57ページをご覧ください。免田吉井地区になります。吉井軽スポーツセンターから、東へ350メートルのところにあるあり、売買で譲渡人、譲受人とも町内の方です。価格は40万で、面積は493㎡です。何も問題ないと思いますが、審議方よろしく願いいたします。終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号22番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○3番委員（田崎 洋一郎君） 3番田崎です。53ページの申請書ちゅうかですけど、転用目的、今までは紙の場合には書かれよったですけど、この転用、贈与とか、幾らでしたのか、これじゃ分かんので、後ろのほう見れば分かるんですけど、そこに贈与とか例えば幾らなのかということに、入れてもらうわけにいかんですかね。転用目的のあれではなかですけど、備考みたいな感じで。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 議案書の中に入れ込むのは、可能です。資料でいくと60ページを見ていただければ結構なんですが、確認をしていただくときには、この資金計画書で確認することができます。一応議案書の中にはスペースの問題もあり省略はしてたんですが。また、一応書かれてもですね、この議案書は総会終了後にシュレッダー処分することになりますので、チェックや記載をされても、どうかなという部分ありますが。

○3番委員（田崎 洋一郎君） はい。絶対にしてくださいじゃないので分かりました。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 現行のままいかせていただきます。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号22番の案件、について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号22番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画（第3回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は65ページから御覧ください。65ページ上段の133番から、84ページ上段の170番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。84ページ下段の171番から、85ページ下段の173番までは新規の賃借権の設定です。86ページを御覧ください。86ページ上段の174番は、新規の使用賃借権の設定です。87ページを御覧ください。87ページ上段の175番から、88ページ下段の176番までは、期間満了に伴う農地中間管理事業による賃借権の再設定です。89ページを御覧ください。89ページの177番から、95ページの184番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は96ページから98ページです。96ページを御覧ください。申請番号13番から14番は農業公社が買入れするもの、15番から17番

は売り渡すものです。13番の買入れ価格80万円、14番の買入れ価格1段目は71万9000円、2段目は54万6,946円、15番の売渡し価格1段目は46万1,250円、2段目と3段目は51万2,500円、16番の売渡し価格61万5,000円、17番の売渡し価格51万2,000円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第8 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（第2回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第8、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（第2回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。100ページを御覧ください。2番から3番まで、耕作者変更に伴う新規の賃貸借権の設定です。101ページから103ページにかけて、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第4号、農用地利用集積等促進計画（第2回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（第2回）について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさざり町農業委員会第12回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 起立願います。礼。

閉会 午後2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月6日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 24番 深松 守

あさぎり町農業委員会 署名委員 25番 緒方 信三